

# 「たまかわくらし応援サポーター育成事業」業務仕様書

## 1 事業目的

「たまかわくらし応援サポーター育成事業（以下、「本事業」という。）」では、玉川村（以下、「村」という。）への移住・定住の促進及び関係人口の創出・拡大を図るため、「たまかわくらし（※1）」の魅力に住民等の生活者目線で発信するとともに、地域全体で移住者等を受け入れる体制を整えることを目的とする。

本事業は、移住希望者等がそれぞれの状況に応じた暮らし方や働き方を選択できるよう、相談対応や体験機会の創出、コミュニティ参画への橋渡し等の役割を担うトータルサポート窓口である「たまかわくらしサポートセンター（以下「センター」という。）（※2）」と密に連携し実施する。

※1 たまかわくらし：一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。

また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター：移住・定住の促進及び関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

## 2 背景

村では、近年の核家族化や共働き世帯の増加、デジタル技術の急速な普及等により、地域やコミュニティ、家族、仕事等への関わり方に関する価値観が多様化している。

こうした社会情勢を踏まえ、既存の地域コミュニティや働き方にとられることなく、それぞれの価値観に応じた暮らし方を選択できる受け皿を、意識面及び制度面の両面から整備することで、ウェルビーイングな暮らしが実現できる「選ばれる村」を目指している。

また、多様な価値観や暮らし方を持つ人々が関わることで、新たなコミュニティの形成や地域活動の活性化が生まれ、それらが地域活力向上の好循環を生み出すことが期待されている。

## 3 業務内容

### （1）「たまかわくらし応援サポーター」募集・運営事業

センターが地域と一体となって関係人口拡大や移住・定住を促進していくため、地域住民等が案内人役となる「たまかわくらし応援サポーター（以下「サポーター」という。）」を募集するとともに、サポーターの活動を活発化させる。

#### ①サポーターの募集

- ・移住希望者等支援に意欲のある村民等（個人及び団体）の募集を行うこと。
- ・サポーターは10組以上確保すること。
- ・募集は村と共同で実施し、より効果的な募集方法や広報手段について協議のうえ実施すること。

- ・サポーターは一覧表で管理し、それぞれの特性（得意分野）や協力内容、連絡先等を整理し、村と共有すること。

## ②サポーター制度の運営

- ・サポーターの役割や活動内容等をまとめたルールブック（データ可）を作成し、関係者間で共有すること。
- ・ルールブックは必要に応じて随時更新すること。
- ・村を含む事務局とサポーター間での連絡手段（SNS グループ等）を確保すること。
- ・サポーター活動に必要な消耗品や保険等を準備すること。
- ・他自治体の事例共有やサポーター間の情報共有等により、サポーターのスキル向上に向けた取組を実施すること。

## （2）サポータープロジェクトの実施

- ・サポーターが主体的に参加し、移住希望者等との交流や「たまかわくらし」の魅力をPRするプロジェクト（以下「サポータープロジェクト」という。）を実施すること。
- ・サポータープロジェクトの実施に当たっては、サポーター（候補を含む）の主体性を引き出し、住民等参加型のプロジェクトとなるよう工夫をすること。
- ・サポータープロジェクトは5件以上実施すること。
- ・サポータープロジェクトの実施に当たっては、必ず計画段階で村と協議を行い、協議のうえ実施内容を決定すること。
- ・サポータープロジェクトの実施に当たっては、企画立案から実施に係る準備、実施後の効果測定まで一連の活動を支援し、活動に必要な費用についても見積書に含むものとする。
- ・提案書及び見積書の作成に当たっては、サポーター企画1件当たりの上限金額や想定される経費を記載すること。

## （3）スケジュール管理

- ・業務の実施に当たっては、年間スケジュールを業務ごとに作成し、村の了承を得たうえで、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。
- ・年間スケジュールについては、村と協議のうえ適宜修正すること。

## 4 履行期間

契約締結日から2027年3月25日までとする。

## 5 成果品

- ・事業報告書 1部
- ・上記3（1）①で作成した一覧表（データ）
- ・上記3（1）②で作成したルールブック（データ）

## 6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 上記5に示す事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

## 7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

## 8 検査

本業務の成果品、関係資料及び作業の実施状況について、村は随時検査を行うことができるものとする。また、事業完了後であっても過失又は疎漏等に起因する問題が生じた場合は、受託者の責任において速やかに対処するものとする。

## 9 完了

本業務は、実施報告書等、村が必要と定める書類を提出し、村の完了検査を受け、検査に合格した時点で完了とする。

## 10 その他

- ・本委託業務にあたり製作された成果物の著作権は村に帰属するものとし、成果品について村は二次的著作物を作成し利用できるものとする。
- ・受託者は業務の遂行に当たり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、村と受託者双方の協議により決定するものとする。